

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

環境世紀にふさわしい元気な山村づくり計画

2 地域再生計画の作成主体

高知県

高知県長岡郡大豊町

3 地域再生計画の区域

高知県長岡郡大豊町の全域

4 地域再生計画の目標

本町は、高知県東北端、四国山地の中央部に位置し、県庁所在地の高知市より約40kmの距離にあって、東部、南部は香美市、西部は本山町、北部は愛媛県四国中央市及び徳島県三好市に接しており、一級河川吉野川が町のほぼ中央部を流れ、東西32km、南北28kmの広がりを持ち、総面積は314.94Km²を有している。また、石鎚・剣山両山系が交錯し、隆起した峻嶺に囲まれ、標高200m～1,400m、平均450mの急傾斜で複雑な山岳地帯であり、平坦地はほとんどなく、耕地は総面積の1.1%に過ぎず、棚田、傾斜畑で形成されている。

本町の産業は、林業を機軸とする農、畜、林の複合経営により支えられており、総面積の約90%を山林が占め、その内71%を占める人工林の活用と木材産業の振興が地域経済発展の鍵となっている。

林業は、外国産材の輸入による国産材価格の低迷及び林業所有者の高齢化や不在村化などによる境界の保全と施業管理の不能化、作業道などの生産基盤整備の遅れ、間伐の遅れによる木材資源の未成熟や劣化など難問が山積しており、森林が荒廃し保水力の低下や公益的機能の低下を招いている。これらの適切な対策と再生のため、林業事業体の生産性の向上などの抜本的な仕組みづくりに取り組むことが急務の課題となっている。

また、林業従事者の育成及び後継者の確保も課題となっている。

このため、本計画に掲げる道整備交付金事業及びその他関連事業を一体的、効率的に行うことにより、時間距離の短縮を目指した一体性、利便性の高い道路網整備を推進するとともに、計画的な除間伐等の森林施業及び効率的な木材搬出を行い、森林の持つ水源かん養等の公益的機能を高め、林業の振興を図る。

また、本町にとっては地域を再生するための基本となる地域の資源を活かした取り組みが必要であり、その資源として最大といっても過言ではない森林資源や田畑を中心に地域に受け継がれてきた農林業の営み、山村の環境と一体となった生活の営みなどについて、地域政策面から見たこれら資源の重要性、可能性を活かした取り組みを進める必要がある。最近では、集落における生産・生活活動などの山村の営み体験を通じた都市住民との交流など、地域間交流の活発化による集落の再生に向けた取り組みを進め、住民自らが力を合わせて取り組む拠点としての施設を整備し、「集落」、そして「山村の生活」を交流のフィールドとする町のセカンドハウス化を推進するなど、環境世紀にふさわしい「魅力ある元気な山村」を目指し取り組みを進める。

【目標1】 町道の整備による各種公共施設へのアクセス改善

- ・町道整備区間から町中心地（役場本庁及び健康づくり拠点施設）へのアクセス時間5分間短縮

【目標2】 町道と連携した林道網の整備及び間伐等による林業振興

- ・整備林道の利用区域内の間伐実施面積10%増加

【目標3】地域資源を活かした交流人口の拡大

- ・観光入り込み客数の5%増加

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

国道32号、439号が地域の基幹道路であり、それらに接続する町道、林道において一体性、利便性の高い道路網の整備により時間距離の短縮を図るため、新たな路線の開設、未舗装路線の舗装、狭小で危険な箇所改良及び老朽化の進む橋梁の改修を行う。

その他関連事業として、間伐補助事業等の導入による森林整備を推進するとともに、地域資源を有効活用した地域間交流人口の増加により地域の活性化を図る。

以上により、地域再生計画の目標達成を目指す。

5-2 道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備箇所は別添の整備箇所を示す図面による。

- ・町道：道路法に規定する町道に認定済み。
 - 杉中ゾ線（昭和60年3月19日）
 - 岩原蔭線（昭和60年3月19日）
 - 岩原駅前線（昭和60年3月19日）
 - 筏木三谷線（昭和60年3月19日）
 - 東庵谷上倉線（平成2年3月22日）
 - 東庵谷影藪線（平成2年3月22日）
 - 穴内秋森線（平成19年3月23日）
- ・林道：森林法による嶺北仁淀地域森林計画（平成16年樹立）に路線を記載。

[施設の種類（事業区域）、事業主体]

- ・町道（大豊町）大豊町
- ・林道（大豊町）高知県
- ・林道（大豊町）大豊町

[事業期間]

- ・町道（平成21年度～平成24年度）
- ・林道（平成21年度～平成25年度）

[整備量及び事業費]

- ・町道5.0km 林道5.5km
- ・総事業費 828,716千円（うち交付金414,358千円）
 - 町道 148,000千円（うち交付金74,000千円）
 - 林道 680,716千円（うち交付金340,358千円）

5-3 その他の事業

地域再生法の特別の措置を活用するほか、環境世紀にふさわしい「魅力ある元気な山村」づくりを達成するために、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

- ・緊急間伐総合支援事業等により、除間伐等を実施し森林の持つ公益的機能の向上及び林業の振興を図る。
- ・集落における生産・生活活動などの山村の営み体験を通じた都市住民との交流など、地域間交流の活発化による集落の再生に向けた取り組みを進め、住民自らが力を合わせて取り組む拠点としての施設を整備し、「集落」、そして「山村の生活」を交流のフィールドとする町のセカンドハウス化を推進し、地域間交流人口の増加により地域の活性化を図る。

6 計画期間

平成21年度～平成25年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後、本町における事業評価（事業担当評価、企画担当評価、財政担当評価）の枠組みにおいて、本計画の達成状況の評価を行う。また、地域住民の意見を聴取しながら今後の事業の方向性を決定し、町民に公表する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし